

2009年6月19日

自公与党の「海賊対処」派兵新法の成立強行に抗議する（談話）

日本高等学校教職員組合

書記長 藤田 新一

自民・公明の与党は、本日午前に参加院本会議で一旦は否決された「海賊対処」派兵新法を、午後の衆議院本会議において再可決し、その成立を強行した。日高教は、憲法第9条の形骸化をねらい、自衛隊の海外派兵を拡大する憲法違反の「新法」の強行に対し、満身の怒りを込めて強く抗議するものである。

そもそも、ソマリア近海の高賊行為をなくすためには、ソマリア国内の経済的・政治的な安定を図ることが第一義的に重要であり、軍隊派遣による軍事的対応は、ソマリアの人々の外国への不信を広げるだけであることは、この間の参考人質疑などの国会論議でも、きわめて明瞭になった。このことは、この間の米軍による高賊への銃撃によって、ますます事態を悪化させていることから明らかである。日本政府がやるべきことは、ソマリア再建への支援や、ソマリアと周辺国の海上警備能力の向上への財政的・技術的支援を強めることであり、これこそ憲法第9条をもつ日本の役割である。

強行された「高賊対処」派兵新法は、「高賊行為」への対処という口実で自衛隊を世界のどこにでも派兵することを可能にするとともに、自衛隊に船体射撃の権限を与えている。このことは、自衛隊の海外派兵を拡大するとともに、実力組織である自衛隊が戦後初めて人を殺傷しかねない事態を招くものである。まさに、憲法第9条が禁じた「武力行使」に道を開くものであり、「高賊退治」を口実にした憲法違反の9条形骸化は絶対に許すことはできない。

日高教は今後とも、憲法の明文改憲や、なし崩し的な解釈改憲のたくらみを許さないために、国民各層との共同を強めてたたかいをすすめるものである。

また、自民・公明による、衆議院の“虚構の3分の2”を悪用した悪法強行を、これ以上許すわけにはいかない。来るべき総選挙で、憲法改悪勢力に厳しい国民的な審判をくだし、憲法をくらしと平和に生かす政治への転換をめざして全力をあげるものである。

以上